

博士 (2016 年度)

戦後和解のコミュニケーションと非対称性 ——元アメリカ兵捕虜問題を事例に——

前川 志津

第二次世界大戦終結直後、戦後和解は国家間の講和条約で解決されるべき問題であった。ところが、被害者個人が戦後和解当事者としての発言力を強めるようになると、自分たちが疎外されるかたちで締結された講和による戦後和解の再検討が求められるようになった。戦後和解は現在、国家の代表者によって解決されるべき国家間の問題だけではなくなっている。

そのような政治的潮流のなかで思いがけず「当事者」となった人たちにとって、戦後和解とは一体どのような問題なのであろうか。彼らは戦後和解をどのようなものとして理解し、実際、どのように遂行しているのであろうか。本研究は、日本政府による、第二次世界大戦中に日本軍捕虜であった元アメリカ兵の招聘プログラム（以下、招聘プログラム）を事例に、政治的世界だけを生きているのではない人びとによる戦後和解の実態を明らかにし、戦後和解の困難と可能性を探るものである。

序章では、戦後和解を意識せずに、または、「戦後和解とは何か」という問いに対する答えを自己に提示する以前に、戦後和解を遂行している人びとの戦後和解を捉えるためには、旧敵国であった人たちのあいだで実際に生じているコミュニケーションの分析が妥当である理由を述べた。本研究で元アメリカ兵捕虜問題を事例として取りあげる理由のひとつにも、招聘プログラムの実施によって、日米の人びとのあいだに過去の大戦をめぐるコミュニケーションが発生していることがある。また、分析の軸となるのは、日本人の受動性（応答）、戦後和解の多様性、そして加害者と被害者の関係における非対称性という、筆者の3つの問題関心であることについても述べた。

戦後和解とは何か。すべての人がこの問いに対する統一見解を共有することは不可能である。多くの戦後和解論は、それぞれの問題関心にもとづいて戦後和解を定義するか、暗黙裡に前提としており、戦後和解の共通理解の欠如がもたらす問題が直接論じられることは少ない。しかし、特定の問題関心からあらかじめ戦後和解を定義してしまうと、異なる問題関心を抱いた人びとのあいだで遂行される戦後和解の実態に迫ることができない。戦後和解の概念は、なるべくさまざまな解釈に開かれたままで、包括的に捉えられる必要がある。そこで第1章では、多種多様な解釈が混在する戦後和解を概念的に整理し、戦後和解が取りあげる諸問題の位置づけをおこなった。諸問題のなかでも、戦後和解の中心的問題とされている「承認」については特に精査した。また、これまであまり注目されることのなかった加害者と被害者の関係における非対称性の問題を提示した。

第2章では、戦後和解のコミュニケーションを分析するにあたって、ナラティブ・アプローチを採用することの妥当性について論じた。戦後和解とまったく同じ文脈ではないが、第二次世界大戦の歴史認識と謝罪が問われるようになるのと軌を一にして、日本人の戦争責任をめぐる議論が活発に展開された。特に争点となったのが日本人という主体と物語としての歴史である。戦後和解というテーマでナラティブを用いた分析をおこなう本研究も

一連の議論のなかに位置づけられると思われるかもしれない。しかし、本研究でのナラティブの定義は物語と完全に一致するものではなく、主体の捉え方も微妙に異なる。そこで、本研究におけるナラティブの概念を説明するにあたって、戦争責任論における主体と物語の議論を概観し、それとの比較において、本研究では物語ではなくナラティブという言葉を用いる理由を説明した。理由のひとつめは、被害者の語りを被害の歴史の物語に限定しないため、ふたつめは、物語を語るひとりの人間という主体を想定せずに、ナラティブのなかにあらわれるさまざまな主体を流動的に捉えるためである。

そのほかの理由として、フーコーの言説分析の論考（人間学的主体の拒否、徹底的に記述レベルにとどまること、希少性の考え方）に依拠することで、本研究の分析方法に対しておそらく提示されるのではないかと思われる3つの疑問に答えることができるということがある。3つの疑問とは、分析対象とするナラティブの代表性に対する疑問、元捕虜の本音が語られたナラティブであるのかどうかに対する疑問、そして、語られたナラティブが歴史の真実であるのかどうかに対する疑問である。

第3章、および第4章では、招聘プログラムのコミュニケーションの分析に入る準備段階として、文献調査（第3章）とフィールド調査（第4章）から明らかになった知見を整理した。これらの知見によって、元捕虜の感情や戦後和解の認識への理解を深め、彼らのナラティブの目的やメッセージ、どのような日本人とのコミュニケーションを期待しているのか、などについての分析の精度をあげることが可能になる。

第3章では、3つの作業をおこなった。まず、戦時中の日本軍の捕虜政策から終戦直後の講和条約を経て、1980年代以降の一連の対日補償請求運動に至るまで、捕虜問題の歴史の変遷を概観した。次に、元捕虜の手記や歴史書から捕虜体験のナラティブを理解するために「バターン死の行進」、「収容所での生活」、「地獄船での移送」、「捕虜殲滅」という4つのモチーフを抽出した。そして、アメリカ議会のナラティブを検討することによって、捕虜問題の政治的、法的な解決の試みと失敗のなかで、問題の焦点が補償から謝罪、歴史認識へと移行し、招聘プログラムが実施されるに至るまでの様子およびプログラムの評価を確認した。

本研究のフィールドは、招聘プログラムを含めて4つある。招聘プログラムを除く3つのフィールドは、アメリカ人中心のフィールドが2つ（「バターン・コレヒドール防衛兵の会」および「バターン降伏70周年フィリピンツアー」と、日本人中心のフィールド（「POW研究会」）が1つである。第4章では、前者のフィールド調査にもとづいて、積極的に求められると同時に、アメリカの捕虜問題のナラティブのノイズともなりうる日本人という存在の二面性を、後者のフィールド調査にもとづいて、日本人の感情や戦後和解の認識、日本人として問題への応答を求められる受動性を記述した。

招聘プログラムに参加している元捕虜は日本への憎しみや拒絶を乗り越え、日本と向き合い、捕虜問題を解決することに前向きな人々である。また、招聘プログラムに参加する日本人も、捕虜の歴史およびそれに起因する問題を否定することなく、招聘プログラムに何らかの意義を認めてかかわろうとする人々である。そのような日米の人たちのあいだのコミュニケーションが悪意に満ちたものになるとは考えにくい。コミュニケーションを友好的なものにするために本音が抑制されているかもしれないが、そこでのコミュニケーションは、少なくとも捕虜の歴史が日米関係に落とす影に取り組み、関係改善をはかる

うとする善意にもとづくものであろう。それにもかかわらず、招聘プログラムでおこなわれる日米間対話には齟齬が生じてしまう。第5章では、齟齬を生じさせてしまう対話の場面を記述し、戦後和解のコミュニケーションを困難にする要因を分析した。分析の結果、戦後和解の解釈と条件の違いのほかに、それぞれのナラティブにおける自他の位置づけ方の違いが齟齬を生じさせていることが明らかになった。

ナラティブにおける自他の位置づけ方は、元捕虜のナラティブ、日本人のナラティブそれぞれのなかにも複数あるため、戦後和解のコミュニケーションが遂行されるなかで、日米の主体とその関係性は流動的、複雑に変化する。しかし、被害者と加害者という関係の非対称性に注目することで、3つの傾向を捉えることが可能である。まず、補償や謝罪を請求する被害者と、それらを請求される加害者という関係がある。2つめの傾向は、ゆるす人とゆるされる人という関係である。これらは非対称な関係である。しかし、日本人は必ずしも加害者に位置づけられるわけではない。相互理解と友情のパートナーというのが3つめの傾向であり、この関係において日米の主体は対称的に位置づけられる。

ナラティブが連続するコミュニケーションのなかでこれらの関係が次々に結ばれていくが、元捕虜のナラティブを精査することで、前者から後者への変化の流れがわかった。謝罪や補償は罰則的な意味よりも被害の承認という意味合いが強いが、被害が承認され、ゆるしがなされ、相互理解や友情のパートナーになるという流れである。この流れのなかで、被害者と加害者(1つめと2つめの傾向)という非対称な関係から対称的な関係(3つめの傾向)への変化のあいだにはひとつの跳躍がある。元捕虜が語る相互理解や友情は、被害者と加害者という関係の「前提」、そして、非対称から対称的な関係への「跳躍」というふたつの条件があってはじめて可能になるのである。

一方、日本人のナラティブにおける関係は、自他ともに戦争の犠牲者、友情のパートナー、正義を追求する人、平和を追求する人に位置づける、すべて対称的な関係であった。日本人による元捕虜のこのような位置づけは元捕虜による自己の位置づけによって否定されるものではない。それにもかかわらず日米間対話に齟齬が生じてしまうのは、日本人のナラティブのなかで、(政府ではなく自らを加害者に位置づけることで生じる)被害者と加害者の非対称性という前提と、非対称な関係からの跳躍という条件が満たされていないからである。

それでは、非対称性を前提にしたアメリカのナラティブと対称性を前提にした日本のナラティブはすれ違い続けるのしかないのだろうか。招聘プログラムでは、前提の異なる日米のナラティブが語られているにもかかわらず、コミュニケーションが好転する場面が見られた。第6章では、そのような4つの場面を記述し、そこでのコミュニケーションを分析することで、第5章で抽出した戦後和解とは別の、もうひとつの戦後和解が存在することを明らかにした。

第7章では、招聘プログラムのコミュニケーションの分析結果を考察した。考察は、第2章で精査した概念に依拠しながら戦後和解における「承認」と「非対称性」の問題について、そして、J・バトラーが承認と密接に関連させながらも承認とは別の概念として取り出している「生の感知」に依拠しながら「もうひとつの戦後和解」の特性についておこなった。

最後に、第7章の考察を受けて、第8章で本研究の結論を述べた。本研究の出発点は、

国家間で解決されるべき問題であった戦後和解が、被害当事者を疎外したものとして再検討を迫られる政治的潮流のなかで、思いがけず当事者となった人びとにとっての「戦後和解とは何か」という問いであった。本研究で明らかにされたことのひとつに、加害者に位置づけられる日本人にとってはもちろん、被害当事者である元捕虜にとっても自分が戦後和解の当事者であることは自明ではなく、自己を戦後和解の当事者とするために自分なりの理由を考え出さなければならないという困難がある。ここでの困難は、日本人の加害の否定や、元捕虜の心理的葛藤から生じる困難ではない。これまで、自己と戦後和解の接続にともなう困難はおもに「正義」や「戦争責任」の視点から探究されてきたが、本研究では、それらでは説明できない接続の仕方が確認された。接続（または、その失敗）が戦後和解の成否を左右する要因のひとつであることを考えると、接続の多様性のさらなる究明は、今後の戦後和解の可能性を開く課題である。

また、承認を関係の非対称性の問題と絡めて見ていくことで、承認には歴史認識（加害の否定）では説明できない困難がともなうことが明らかになった。戦後和解には、被害者が加害者より社会的劣位に置かれることによる非対称性のほかに、加害者が被害者より道徳的劣位に置かれることによる非対称性がある。後者の非対称性を克服するために、日本人は対称的な関係を前提とするが、その前提は、被害者と加害者のあいだの絶対的な非対称性を前提とする元捕虜とのコミュニケーションに齟齬を生じさせてしまう。一方、この非対称性は被害者である元捕虜にとっても困難である。彼らは、自らスケープゴートによる否定をおこなったり、友情への跳躍をおこなったりすることによって非対称性を乗り越えようとする。しかし、承認が前提とされる限り、対称性は不完全にしか達成されない。

ここで、再検討以来の戦後和解は危機に直面することになる。これまで、被害者と加害者という関係の非対称性が戦後和解を試みる旧敵国の関係を損ねてしまう危険性は、両国の被害の歴史を承認するという相互性を保証することによって回避できるとされてきた。しかし実際は、戦後和解を実践する被害者にとって非対称性は絶対的でなければならず非対称性に対する脅威となる相互性は、必ずしも保証されないのである。

この危機を脱出する可能性は、「生の感知」による戦後和解に見出すことができる。招聘プログラムでは、元捕虜の非対称性を脅かしてしまうにもかかわらず、元捕虜が日本の被害のナラティブに共感し、それを受け入れている事実が確認された。そこでは、元捕虜は日本の被害の歴史を承認しているわけではなく、日本の被害者の生を感知しているのであった。

生の感知が戦後和解にとって肯定的に作用するのは、被害者の生が普遍的な人間の生として感知されるのではなく、被害者個々人の生として感知されるからであることに注意する必要がある。元捕虜が日本人の生を感知するのは、日本人被害者が自分たちと同じように戦争で傷つけられた人間であるからでなく、どのような被害者とも比較不可能な、何者に対しても絶対的な非対称性を持つ被害者だからである。ここには、捕虜の歴史から独立して語られた日本の被害のナラティブにこそ、元捕虜が日本人被害者の生を感知するという逆説がある。そのような生の感知があつてはじめて、戦後和解は絶対的な非対称性を保証しながら相互性の前提を保つことができるのである。